

別表 貸切自動車旅客運賃表

A キロ制基本運賃 (1kmにつき)

運賃	地帯名
120円	北海道、秋田、山形、京都(市)、和歌山、岡山、山口、香川、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、大分
114円	長野、愛媛
105円	愛知、三重
100円	青森、岩手、宮城、福島、静岡、京都(市外)、滋賀、広島、高知
95円	岐阜
90円	富山、石川、福井
80円	鳥根、兵庫
70円	千葉、群馬、栃木、茨城、徳島

B 時間制運賃 (1時間につき)

運賃	地帯名
1,200円	北海道、千葉、群馬、栃木、茨城、京都、和歌山、山口、香川、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、大分
1,140円	長野、愛媛
1,100円	福島、広島
1,050円	愛知、三重
1,000円	秋田、山形、青森、岩手、宮城、静岡、岐阜、滋賀、岡山、高知
900円	富山、石川、福井、鳥根
850円	徳島
800円	兵庫

C 日貸制運賃 (1日につき)

運賃	地帯名
8,800円	北海道、京都(市)、和歌山、広島、香川、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、大分
8,360円	愛媛
8,100円	山口
8,000円	青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形、千葉、群馬、栃木、茨城、静岡、高知
7,700円	愛知
7,600円	三重
7,410円	長野
7,400円	岐阜、京都(市外)、滋賀
7,200円	鳥根
7,000円	岡山
6,800円	徳島
6,600円	富山、石川、福井
5,900円	兵庫

- 1 本表は座席定員29人以下の場合の基本運賃を示し、内容の細目については省略。
- 2 座席定員29人をこえる場合の増加率は各地帯別に異なる。
- 3 遠距離運賃減制のものは、その基本となる第一地帯の運賃による。

ごとにつぎの各号により別表貸切旅客運賃表により計算する。

(7) 時間制自動車運賃は、1時間または走行キロ10kmとし、数時間におよぶ場合は時間制運賃の累算とし、貸切時間に30分までの場合は数を生じた場合は、そのは数時分に對する運賃は、時間制運賃の5割とする。ただし時間制運賃の累算額よりも日貸制運賃が低額となる場合は、日貸制による。

(f) 日貸制自動車運賃は、1日の作業時間を8時間または走行キロ80kmとする。ただし作業時間8時間をこえる場合は、日貸制運賃と時間制運賃とを併算する。

(g) 貸切制による場合、その走行キロが当該貸切契約時間1時間につき10kmの割合をこえる場合は、その超過走行キロに

對し、所定のキロ制基本運賃の5割を加算する。

(4) 自動車貸切旅客運賃の割引

- ア 学生割引 2割引
イ 身体障害者および児童福祉法による養護施設入所者割引 3割引

(5) 空車回送料

往路または復路を空車で回送する場合は、所定の回送キロ(地帯別に異なり5kmまたは10km)をこえるキロ程に對し、所定の料率を乗じた空車回送料を収受する。料率は地帯ごとに異なり、所定のキロ制基本運賃のものはその5割、6.5割のものは1km当り30円、45円、50円または60円等がある。

(6) 待機料

つぎの各号の1に該当する場合は、所定の料率による待機料を収受する。

ア キロ制運賃を適用する場合で、その走行キロ10kmにつき、所要時間1時間の割合をこえるとき。

イ 宿泊等のため2日にわたる場合、料率は地帯ごとに異なり、1時間までにつき300円、400円、500円または550円である。

(7) 回送料・留置料

自動車の回送に着手したのち、申込者の責によってその申込を取り消し、または運送日時を変更した場合は、つぎの回送料および留置料を収受する。

ア 回送料

車庫から申込者の指定した場所までの往復距離に對し、キロ制基本運賃に相當する額

イ 留置料

使用自動車が申込者の指定した場所に到着後、申込の取り消し、または変更の通知があるまでの時間に對し、1車1時間までごとに待機料に相當する額

(8) 運賃および料金は数処理

運賃または料金を計算する場合に、1車ごとに計算した金額の最後に生じた10円未満の数は、各別に10円に切り上げる。

7 自動車の急行料金

別に定める急行自動車に乗車する旅客に對し収受する料金である。

(1) 設定の事由

ア 急行便に使用する車両は、とくに他の車両に比し長距離旅客の快適な旅行のため、優秀車両と暖房装置その他設備に多額の経費を投下していること。イ 旅客に對する座席は指定制であるため常に確保されること。ウ 急行券発売について事務上の手数を要すること。

(2) 自動車急行料金

距離にかかわらず大人50円、小児25円

(3) 現行の急行自動車

奥能登線 金沢・能登飯田間 1往復
(昭和32・4・1現在)

8 手回り品持込料

(1) 手回り品

旅客自ら自動車内に持ち込み、自分で保管する物品であって、有料のものと無料のものがある。手回り品は、旅客の同乗するバスに持ち込むものであるから、危険品のような人命や財産に危害をおよぼすおそれのあるものとか、不潔・臭気などのために他の旅客に迷惑となるようなものは、持ち込むことを禁止している。

(2) 有料手回り品